

日向市駅前交流広場等使用申請(許可)書

年 月 日

日向市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

日向市駅前交流広場等を使用したいので、次のとおり申請します。

<input type="checkbox"/> 日向市駅前交流広場使用ガイドラインを一読し、内容についてすべて承諾しました。			
使用目的	行事・催事等の名称		
	内容		
	販売等の行為	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	入場料等の徴収 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			音の出る行為 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
使用日時	全体	年 月 日 ( ) 時 分 から 年 月 日 ( ) 時 分 まで	
	詳細	行事・催事等実施時間 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 搬入・会場準備等 日 時 分 ~ 時 分 搬出・会場撤去等 日 時 分 ~ 時 分	
使用責任者	氏名(使用当日連絡のとれる方)		使用施設等(※使用する施設に☑)
	電話番号		名称 料金
使用その他	日向市からの補助金交付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 芝生広場(基本料) 1,040円/回
	日向市の名義後援 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 全面 10,540円/時間
	来場予定者数 人		<input type="checkbox"/> 3/4 7,905円/時間
	交流路線の交通規制有無(有の場合日時を記入)		<input type="checkbox"/> 2/4 5,270円/時間
	<input type="checkbox"/> 有 ( 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 )		<input type="checkbox"/> 1/4 2,635円/時間
	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 野外ステージ 1,040円/時間
	火器の使用(有の場合器具名を記入)		<input type="checkbox"/> ステーションギャラリー 無料
	<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 中央コンコース 無料
	ステージ看板設置※野外ステージ利用時のみ記入		<input type="checkbox"/> 高架下多目的スペース 無料
	<input type="checkbox"/> 有(設置希望日 月 日) <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 電力使用 200円/時間
その他持ち込み器具等		<input type="checkbox"/> 水道(散水栓) 200円/日	
		<input type="checkbox"/> 野外ステージ照明 250円/時間	
		<input type="checkbox"/> 野外ステージ白幕 3,500円/回	
		<input type="checkbox"/> 移動型音響機材一式 1,040円/日	
		<input type="checkbox"/> 高架下ダウンライト 無料	
納付書	※上記と送付先が異なる場合のみ記入		
	[住所]	[宛名]	使用料合計
			使用料(免除後)

- ※ 1 太線枠内のみ記入してください。
- 2 免除申請に該当する場合は、使用料免除申請書を提出してください。  
申請書とともに免除申請を提出していない場合は、免除対象であっても免除ができない場合があります。
- 3 その他必要な添付書類を添えて提出してください。

受付印

料金区分(※管理者記入欄)		
<input type="checkbox"/> 免除なし <input type="checkbox"/> 半額免除 <input type="checkbox"/> 全額免除		
上記のとおり使用許可してよろしいか	課長	課長補佐
	係長	係員

## 許可条件等

許可条件	
注意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>1 施設の使用については、管理者の指示に従うこと</li><li>2 使用料については使用5日前までに管理者が発行した納付書より納付すること</li><li>3 施設の設備等を損傷し、又は紛失したときは直ちに届け出ること</li><li>4 事故等については、主催者が責任を持って対応すること</li><li>5 使用者の判断で使用を中止にする場合は、必ず管理者へ届け出ること</li><li>6 使用后2週間以内に「日向市駅前交流広場等使用報告書」を提出すること</li></ol>

日向市駅前交流広場・駅前広場等の使用許可申請について  
(上記のとおり条件を付して許可 ・ 別紙のとおり不許可)とします。

年 月 日

日向市長

### 教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日向市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日向市を被告として(訴訟において日向市を代表する者は日向市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。